

統一条約とドイツ民族

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-04-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮崎, 繁樹 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/3890

統一 条約とドイツ民族

宮 崎 繁 樹

まえがき

一 ドイツ統一と民族自決

二 ドイツ統一の歴史

三 敗戦とドイツ分裂

(1) ドイツ分裂の原因

(2) ドイツ分割占領

(3) 西ドイツ側の態度

四 ドイツ統一への道

(1) 現実的対応

(2) 東方政策とドイツ基本条約

(3) ドイツ人とそのアイデンティティー

五 ドイツ統一の実現

(1) 経緯

(2) 今回のドイツ統一の特色

(3) ドイツ統一を可能にした原因

(4) 今後の問題点

あとがき

まえがき

— 法 律 論 叢 —

私が、ドイツ問題について研究するようになったのは、入江啓四郎教授のおすすめで、沖繩の類例研究として、一九五七年に国際法外交雑誌第五六巻四・五合併号に「ザールラント」を發表し、その年の一〇月一九日、大阪大学で開催された国際法学会秋期研究大会で「ザールラントの法的地位」について發表したのに始る。その年の一月一日に、ザールラントは、ドイツ連邦共和国に編入されていた。その後、法律論叢に「ザールラント統治の変遷」(三一巻四号)、「ザールラントの法的地位(一)(二)」(三二巻二号、三三巻三号)、「ザールラントに関するヨーロッパ的解決案」(三四巻四号)などを掲載させて頂き、一九六〇年四月から翌六一年三月まで、ドイツ問題研究のため、在外研究員として、ドイツに滞在研究する機会を与えられた。それから、早くも三〇年以上の歳月が流れ去った。昨年(一九九〇年)、ドイツ民主共和国がドイツ連邦共和国に編入合併する形で、ドイツ統一が実現し、それを現地で見聞する機会がえられたのも何かの因縁であろうか。

一 ドイツ統一と民族自決

二〇世紀中は、ドイツ連邦共和国(西ドイツ)とドイツ民主共和国(東ドイツ)の二国家は並存し、ベルリンの壁は依然として続くものと思われていたのに、一九八九年、突如としてベルリンの壁が崩壊し、九〇年八月三十一日、ドイツ統一⁽¹⁾条約が署名され、一〇月三日には、遂にドイツ統一が実現した。この統一の原動力、正当化事由の一つは、

ドイツ民族の自決権であった。内心ではドイツの強大化を危惧した諸国も、ドイツの自決権を何時までも否定することは、出来なかつたのである。

統一条約が結ばれた直後の九月一二日に米英仏ソの戦勝四連合国と東西ドイツの六カ国外相会議が作成したドイツ問題最終規制条約⁽²⁾も、前文で「ドイツ国民が、自決権を自由に行使して、ドイツラントの国家的統一を回復する意思を表明したことを評価」せざるをえなかつた。

ドイツ連邦共和国基本法は、その前文に「全ドイツ民族は、自由な自決 *Selbstbestimmung* によって、ドイツ統一と自由とを完成することを、引き続き要請されている」と定めていた。今回のドイツ統一条約は、その第四条で、基本法の改定をも規定したが、それにより基本法前文も、「ドイツ人は、自由な自決によって、ドイツラントの統一と自由を成就した。それによって、この基本法は、全ドイツ国民に対して適用される」と改められた。

「自決」の担い手は、基本法では「全ドイツ民族」*Das gesamte Deutsche Volk*、統一条約では、「ドイツ人」*die Deutschen* とした。民族「*Volk*」とは、血縁や地縁を基礎とし、言語、政治、経済、文化、宗教など多方面にわたる生活の共同、歴史的運命の共同、心理状態の共同を特色とする人間集団を云う。ドイツ人は、アリア人種の一支部であるゲルマン民族に属し、ナチスの時代には、アリア人種の優秀性と血の純潔が強調された。

古い歴史をたどると、中部ヨーロッパに住みついたゲルマン人は、大別して北、東、西に分れ、紀元前一世紀頃には、さらに約五〇の部族に分れ、東ゲルマン人は、例のゲルマンの大移動でラテン地帯内に同化吸収されたのに対し、西ゲルマン人は、ライン河とエルベ河の間に定着して、その特性を保った。そのゲルマンの部族が「*Teutoni* と呼ばれ（のちに *regnum teutonicum* ≡ ドイツ王国）、それが *deutsch* の語源になったと思われる。後に成立したフランク王国が東西に分裂し、東フランク王国が、ドイツになったというのが、定説である。

- (1) Vertrag über die Herstellung der Einheit Deutschlands (Einigungsvertrag), Presse- und Informationsamt der Bundesregierung 彙集の Bulletin, Nr. 104 S. 877. オットー・ビスマルク Beck-Texte (5564) ビスマルク Die Verträge zur Einheit Deutschlands, 1990. Goldmann, Der Einigungsvertrag, 1990. Beck 彙集 Band 2 の Verträge und Rechtsakte zur Deutschen Einheit, 1990. オットー・ビスマルク.
- (2) Vertrag über die abschließende Regelung in bezug auf Deutschland vom 12. September 1991. オットー・ビスマルク Echart Klein, Das Selbstbestimmungsrecht der Völker und die deutsche Frage, 1990.

二 ドイツ統一の歴史

— 法 律 論 叢 —

今回のドイツ統一にあたり、コール Helmut Kohl 首相は、しばしばビスマルク Otto von Bismarck 宰相に擬せられた。ドイツ統一をかつてなしたのが、一八七一年にドイツ帝国を実現したビスマルクだったからである。それ以前にも、「第一帝国」とよばれる神聖ローマ帝国（九六二—一八〇六）があり、一五世紀に入って、「ドイツ人の神聖ローマ帝国」*Heiliges Römisches Reich deutscher Nation* と呼ばれるようになり、一五二二年の帝国議会最終決議文書で、公式にそれは確認された。⁽³⁾ しかし、神聖ローマ帝国は、ドイツ人以外の他民族を含んでおり、また、内実は独立国家の性格をもつ領邦国家の集合体であって、真の統一ドイツ国家ではなかった。その末期には、一八〇七年イエーナの戦いでナポレオン軍に大敗し、帝国は、名実共に崩壊した。フィヒテ Fichte が、有名な「ドイツ国民に告ぐ」*Reden an die deutsche Nation* を書いて、愛国心の高揚を訴えたのも、その時である。

ビスマルクの「第二帝国」（一八七二—一九一八）は、外形上統一ドイツ国家であり、それに先立つ「ドイツ同盟」とは異なり国家の形態を整えていたが、その内実は、封建的な二二の君主国と三ハンザ同盟都市を支分国とする地方

分権的連邦国家であり、しかも、オーストリアを除外した小「ドイツ」的統一であった。

文字通り「全ドイツ民族」を含む真のドイツ統一が実現したのは、ナチスによる「第三帝国」⁽⁴⁾（一九三三—四五）になってからのことである。一九三七年一月五日、ヒトラー Adolf Hitler は、閣僚たちの前で、彼の外交政策の目標として、ドイツの民族共同体を確保し、維持し、拡大を計ると主張し、その具体化として翌年一月三〇日、彼は、オーストリア在住のドイツ人六五〇万人の自決権を同年中にかちとると演説し、三月一三日にはこれを実現してドイツに併合した。アンシュルス Anschluss と呼ばれる。ヒトラーの政治的行動の中で、このオーストリア併合ほどドイツ国内に歓喜の反響をよんだものはなかった、と言われている。九月一五日、彼は、また、ズデーテン・ドイツ人の自決権を要求し、同月末のミュンヘン会議でそれを実現した。一九三九年には、従来の Deutsches Reich に代えて、公式に Großdeutsches Reich と称するようになった。そして、Reich 内における Reichsnation に加えて、Volksnation にまで、ドイツ民族の範囲が広げられた。

彼はまた、国内的にも中央集権化を進め、民族的高揚 Nationale Erhebung を国民に呼びかけ、民族意識の強化を計り「民族共同体」 Volksgemeinschaft を主張した。これにより、ドイツ民族意識、ドイツ統一意識を、いやが上にも高めた。法制的にも一九三三年三月三一日と四月七日の「ラントとライヒの一元化のための法律」、翌年一月三〇日の「ドイツ国の再編成に関する法律」で中央集権化をはかり、二月四日にはラント代表による Reichsrat も廃止し、ドイツ統一を、国内法的にも完成した。ein Volk, ein Reich, ein Führer が、当時のスローガンであった。

(3) Sebastian Hafner, Von Bismarck zu Hitler, 1987. 山田義顯訳『ドイツ帝国の興亡』一九ページ。

(4) 「第三帝国」の名称は、メラール・ヴァンデン・ブルックの著作 das Dritte Reich, 1923 に由来する。

三 敗戦とドイツ分裂

第二次世界大戦の敗戦後、ドイツは連合国により分割統治された。東ドイツ、西ドイツにだけでなく、オーデル・ナイセ以東、ザール地域をも、分断され、オーストリアは分離独立した。

(1) ドイツ分裂の原因

第二次大戦後ドイツが分裂したのは、占領統治の必要と、その後の米ソを両極とする東西世界の分裂という要因も勿論あるが、ドイツの強大化を恐れた諸国の思惑にも根差している。ドイツの周辺諸国は、心の底では、ドイツ統一を望んではいなかった。少なくとも、ドイツの分裂は、ドイツ人の希望や発意によるものではなく、連合国側にその原因の全部があつたことは明らかである。つまり、第二次大戦後のドイツ分裂は、まったく他律的なものであつたといふことは、強調しておく必要がある。

一九四一年一月一六日から一八日にかけての、イーデン Anthony Eden 英外相のモスクワ訪問のあと、スターリン Josef W. Stalin は、「ラインラントとバイエルンのドイツからの分離、東プロイセンのポーランドへの割譲」を提案し、バイエルンは独立国に、ラインラントは独立国または戦勝諸国の保護領にすることを考えていた。二月二〇日、チャーチル Winston Churchill は、モスクワにあてた電報の中で、「プロイセンの南ドイツからの分離およびプロイセンを地方的な国家として組織することは、決定しなければならない最重要問題の一つである」としていた。

一九四三年のテヘラン会談でルーズベルト Franklin D. Roosevelt が提示した、いわゆる「ルーズベルト・プラン」は、ドイツを、プロイセン、ザクセン、ハノーバー、ヘッセン、バイエルンの五つの国と二つの国際管理地域に分けることを提案していたし、一九四四年のケベック会議でモルゲンソー Henry Morgenthau で提示した「モルゲンソー・プラン」は、ドイツを、南北二つのドイツ国家に分断し、フランクフルトやルール地帯を含む西北のかなり広大な地域を国際管理地域にし、西南のかなり広大な地域をフランスに帰属させようというものであった。これらの案は実現こそしなかったが、当初の連合国のドイツ問題についての意図がうかがわれる。米英ソ首脳のドイツ問題に関する共通の考えは、ドイツを平和に対する危険として排除し、ヨーロッパ大陸で経済的にも覇権を握らせないようにし、イデオロギー的にも無害にする必要がある、というものであった。

一九四五年のポツダム協定⁽⁶⁾になると、「いかなる中央的なドイツ政府も樹立されてはならない。しかし、國務大臣を長とするいくつかの重要な中央行政省（財政、外国貿易、産業）が設けられる。これらは、管理理事会の指導の下に活動する」としたが、「ドイツの施設は、政治構造の分権化および地方責任性の発展を指す方向で行なわれなければならない」（第三項九）としていた。

(2) ドイツ分割占領

第二次世界大戦でドイツが降伏した日（一九四五年五月八日）を、「零時間」Stunde Nullと呼んでいる。ヒトラーのあとを継いだドイツ国家元首代行デーニッツ海軍元帥は、連合国側からは「政府」としては取扱われず、同月二三日、フレンスブルグで、イギリス憲兵によって捕虜として捕えられた。連合国は、六月五日「ドイツの敗北と最高権力掌握に関する四カ国宣言」（ベルリン宣言）を発し、八月二日のポツダム協定によってそれを再

確認した。これに先立って連合国は、一九四四年九月一二日のロンドン会議によりドイツを米英ソ三国の占領地区に分割することをきめ、さらに、一九四五年二月のヤルタ会談で、フランスの参加も認めて、四占領地区とすることが了解された。各占領地区のみに関することは、当該占領国最高司令官が単独で、また、全ドイツに関する重要事項については、四国最高司令官が「連合国管理委員会」の資格で共同で処理することとされ、各占領地区内に、ドイツ人による自治的政府・議会を持つ、いくつかのラントが作られた。⁽⁷⁾

西側三国（米英仏）占領地区では、経済的統合が行なわれた後、各ラント代表による憲法制定会議が開催され、一九四九年五月八日「ドイツ連邦共和国基本法」を議決。「ドイツ連邦共和国」が成立した。この連邦共和国の創設はロンドン六カ国会議に由来し、経済的には、ライン盆地を西ヨーロッパ経済に編入するという、ダラスの構想によるものだったし、政治的・軍事的には、「西ドイツは、NATO条約の双子の姉妹として生れた。父親は冷戦だった」と言われるように、米ソを両極とする冷戦の落し子であった。

しかし西ドイツの人々は、将来にドイツの統一を夢見て、西ドイツだけの国家創設を最終的なものとすることは望まず、国家の組織法も統一までの暫定的なものであるという意味で、「憲法」という語は用いずに「基本法」Grundgesetz という表現にした。また、第二三条に「この基本法は、まず、以下のラント地域に適用される。ドイツラントの他の部分には、その編入により効力を生ずる」と規定すると共に、第一四六条に「この基本法は、ドイツ国民により自由な決定により制定された憲法が効力を持った日に、その効力を失う」としていた。今回のドイツ統一条約により、この第二三条は廃止され、第一四六条には「この基本法は、ドイツラントの統一と自由が完成された後、全ドイツ国民に適用され」という字句が冒頭に挿入された。

一九五〇年代以降、しばしば四カ国管理下でドイツを「オーストリア的」に統一しようという考えが打出された。

オーストリアも戦後米英仏ソの四カ国によって共同統治され、その後独立が認められた。しかし、オーストリアでは全土を統治するオーストリア政府の存在が当初から認められていたのに対して、全ドイツに亘る行政組織を、フランスは決して認めようとしなかった。

西ドイツの動きに対抗して、ソビエト占領地区でも、五つのラントが作られ、一九四九年五月三日、第三回人民議会が「ドイツ民主共和国憲法」を採択し、「ドイツ民主共和国」DDRが成立した。その憲法は、第一条冒頭に「ドイツ国は、不可分の民主共和国であり、この共和国はドイツ各ラントを基礎として構成される。共和国は、全体としてのドイツ人民の存立と発展にとって重要なすべての事項を決定する」と規定していた。しかし、東ドイツでは、これと並行し、またその後も、共産主義化、中央集権化が進められ、一九五二年七月には、一四の *Bezirke* と首都ベルリンが、地方行政単位となり、ラントは廃止された。このため、今回の統一にあたって、急遽ラントが復活された。⁽⁸⁾

一九五三年六月一七日、東ベルリンと東ドイツで起った反政府、反ソヴィエト軍暴動と、ソ連軍出動によるその鎮圧は、精神的にドイツ国民に反ソ感情を根強く植付け、今回の東ドイツの西ドイツへの編入という形での統一を可能にした遠因にもなっていると思われる。西ドイツ連邦議会は、一九五三年八月四日の決議で、この六月一七日を「ドイツ統一の日」と定め、今回の統一で一〇月三日が統一の日とされるまで、それを維持してきた。また、ソ連が東ドイツの産業設備を賠償として持去ったことと、社会主義的生産方法の非効率さのために、西に較べて産業が発達せず、また、社会的不満のために、多くの青年が国境を越えて西に流出し、それを阻止するため、一九六一年八月一三日に、いわゆる「ベルリンの壁」が構築された。

(3) 西ドイツ側の態度

西ドイツでは、「戦前のドイツ国は、敗戦によっても、占領によっても消滅せず、依然国際法上の権利主体であり、ただ行為能力が制限されたにすぎない。ドイツ連邦共和国の成立は、新しい国家が誕生したのではなく、戦前のドイツ国と同一性を持つ国家が、再興されたものである、と当初は主張された。一体性説、一民族一国家説である。

そして「ドイツ民主共和国」の存在を法的には認めず、ドイツ連邦共和国政府だけが、自由選挙により選ばれた民主的基礎を有しており、「ドイツ民主共和国」は、ソビエトの支配下に押し付けられた違法な存在である、という態度を取った。一九五四年三月二五日ソビエト政府が「ドイツ民主共和国」を主権国家と認めると声明したのに対して、ドイツ連邦議会は、四月七日、満場一致で、次のような決議を採択した。⁽⁹⁾

「ドイツ連邦議会は、ドイツ国民は、決して、ドイツ国の分裂、二つのドイツ国家の存在を甘受することはできないことを、宣言する。またドイツ国のソ連占領地区にある共産政体は、力づくで作られたもので、決してドイツ国民を代表するものでないことを、重ねて確認する。民主的に自由選ばれた唯一の国政府として、連邦共和国政府だけが、全ドイツ国民の代弁者たる正当の権利を有する」。

一九五四年一〇月三日、米英仏三国政府も「三国は、連邦共和国政府を、自由にしてかつ合法的に建設され、さらにこの事実によって、ドイツ国民全体の代表としてドイツの名を名乗る資格を与えられた、唯一のドイツ政府であるとみなす」と声明した。

一九五二年五月二六日のボン条約と一九五四年一〇月二三日のパリ条約によって、西ドイツの占領体制は終了し、ソヴィエトも東ドイツと平和関係を樹立したあと、一九五五年一月二五日戦争状態終結を宣言した。これによって、

東西ドイツの分裂は既成事実化していった。一九五五年、西ドイツは、「東ドイツと国交を結んだ国とは、西ドイツは国交を結ばない」という、当時の外務次官の名を取ったハルシュタイン・ドクトリン Hallstein-Doktrin を採用した。^⑩

- (5) ザール地域は、第二次大戦後東西ドイツとは分離してフランス統治下に「ザールラント」とされていたが、一九五七年一月一日ドイツ連邦共和国に編入された。宮崎『ザールラントの法的地位』一九六四年、未来社。
- (6) ポツダム協定については、Fritz Faust, Das Potsdamer Abkommen, 1964.
- (7) この時期に、一九四九年の英米仏三地区の通貨改革を契機とし、六月二三日に始まり、翌年五月二二日まで続いた「ベルリン封鎖」と、「空の橋」空輸作戦が注目される。日本国際問題研究所編『ドイツ・ベルリン問題の研究』一九六三年、一六ページ以下。
- (8) Verfassungsgesetz zur Bildung von Ländern in der Deutschen Demokratischen Republik-Ländereinführungsgesetz (ラント形成法) (Gesetzblatt der DDR, Teil, Nr. 51, S. 955, den 14. August 1990) 及び Mecklenburg, Brandenburg, Sachsen-Anhalt, Sachsen, Thüringen の五ラントが再生され、東ベルリンは西ベルリンと合体した。
- (9) H. Arntz 編『過去と現在のドイツ』(今日のドイツシリーズ2)一六一―一七ページ。
- (10) 田沢五郎『ドイツ政治経済法制辞典』一九九〇年、郁文堂、一五九ページ。

四 ドイツ統一への道

(1) 現実的対応

一九五二年三月一〇日、ソヴェエトが発表した覚書に付せられた「対ドイツ平和条約草案」には、政治的原則として、「①ドイツは統一国家として再建される。それによりドイツの分割に終止符を打つ。統一ドイツには、自主的民

主的な平和愛好国家として発展する可能性を与える。②占領軍の兵力は、遅くとも平和条約発効の一年後までにドイツから撤退する。同時にドイツ領土内のすべての外国の軍事基地は廃止する」等の内容が記されていた。しかし、西側は、アデナウアー Konrad Adenauer 首相も含めて、それは当時準備されていたヨーロッパ防衛共同体の署名を遅らせる政治的牽制に過ぎないものとしてこれを拒否した。⁽¹¹⁾

その後、冷戦の激化と、東西に分れたドイツの二つの国家の日常的政治の現実の積み重ねの中で、次第にドイツ統一への夢と期待は薄れて行った。政治的現実の上でも、ハルシュタイン・ドクトリンは実情にそぐわなくなり、一九六七年にまず東欧諸国への適用を断念し、一九六九年五月三〇日全面的に廃止された。西ドイツでは、一民族二国家論に傾いていった。⁽¹²⁾

他方、東ドイツでも一九七一年五月三日にホーネッカー Erich Honecker が社会主義統一党の第一書記に就任して以来、ドイツ統一は次第に口にされなくなり、統一を当面の課題とせず、むしろ現状を認めて、両ドイツ間の経済交流を拡大する現実路線を取るようになった。東ドイツでは、西ドイツの一民族二国家論による Staatsbürger-nation というような考えは、西ドイツによる東ドイツ統合の意図を含むものであり、西にはブルジョア的、資本主義的 Nation、東には社会主義的 Nation という別々の Nation (つまり、Klassenation (階級民族) が成立して) いて、両者は一九四五年まで歴史を共にしていたにすぎず、西ドイツが社会主義の国になってはじめて東西ドイツの統一が可能になるとし、一九七四年九月二七日の憲法改正⁽¹³⁾ (一〇月七日発効) では、「ドイツ民族」という語を削除し、現状での統一を断念し、いわゆる二民族二国家論が取られはじめた。

(2) 東方政策とドイツ基本条約

一九六九年九月二八日の連邦議会第六回選挙で社会民主党SPDが躍進し、自由民主党との連立によりブランドWilly Brandt政権が誕生してから、いわゆる「東方政策」が本格的に展開されはじめた。彼は、一〇月二八日の演説で、ドイツ民主共和国を国際法上承認することは出来ないけれども、「ドイツの中には二つの国家が存在する」ということを認めた。

一九七〇年三月一九日エアハルト、五月二一日カッセルで、両独首相会談を行ない、八月二一日ソヴィエトとモスクワ条約、一二月七日ポーランドとワルシャワ条約を締結し、一九七二年一二月二一日には、その締めくくりとして「ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国との関係の基本に関する条約」⁽¹⁴⁾(基本条約)をベルリンで締結した。この条約は、その前文で、両ドイツ国家が、「歴史的現実から出発し、ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国との異なった見解の基礎となっている国籍問題を含む諸問題とは無関係に、両ドイツ国家における人間の福祉のために両国の間の協力のための前提を作るといふ希望に導かれて、次の通り協定した」とし、その第八条により常駐代表 *ständige Vertretungen* を交換することにした。そして一九七三年九月二二日、両ドイツ国家は、国際連合に加盟した。

この基本条約締結にあたって、西ドイツは、東西ドイツの国民は、同一の *Staatsbürgernation* であるという立場を取り、東西とも国籍は一つだと主張し、これに対して東ドイツは、二つだと主張して対立した。結局、西ドイツは条約締結にあたり、「国籍問題は、この条約によっては規制されない」と言明し、東ドイツ側は「この条約が国籍問題の規制を容易にする」と述べた。さらに、西ドイツからは東ドイツ側に対して「ドイツ連邦共和国政府は、ヨーロッパにおける平和を指し、その状態の中で、ドイツ国民が自由な自決によりその統一を回復するというドイツ連

邦共和国の政治目標とこの条約が矛盾するものではないということを確認する光榮を有します」との書簡を送った。

また、この条約が、ドイツ統一を目指している基本法に反するとする訴えに対して、ドイツ連邦憲法裁判所は、一九七三年七月三十一日の判決の中で、ドイツ民主共和国は国際法的意味で国家であり、国際法主体ではあるが、その確認と、国際法的承認とは別であり、この条約は、ドイツ民主共和国の国際法的承認を意味しないし、形式上国際条約ではあるが、国内問題を規律する条約である。両国の国境を認めているのも、各ラント間に引かれている境界と同様なものにすぎない、と判示した。⁽¹⁶⁾

東西の対立が緩和解消し、両ドイツの統一が実現し終えた現在から見ると、東方政策など必要が無かったのではないか、とか、東ドイツを事実上にせよ国際法上の国家として認める必要は無かったのではないか、西ドイツ側としてはもっと強気で、当初からの「一民族一国家論」、ライヒとの同一性説 *Identitätsprinzip* を押し通せば良かったのではないかという疑問も生じてくる。しかし、ブランド首相の腹心で東方政策の立案者だったバール *Egon Bahr* 首相府長官は、「接近を通じての変化」という標語で、現状の承認が長期的には東側を流動化させることを期待するとしていたが、その筋書はあたっていた、ということが出来る。東方政策によって絶えざる交流が可能になったことによって、ドイツ統一への流れが加速された。

(3) ドイツ人とそのアイデンティティー

東方政策や基本条約が、今にして思えば統一への一つの伏線だったとしても、東西ドイツの分断という当時の現況を容認し前提とした政策は、ドイツというナショナル・アイデンティティーを希薄にした側面も見逃せない。ヴァイツェカー *Richard von Weizsäcker* 大統領はドイツ敗戦四〇周年の一九八五年五月八日の有名な演説の中で、「わ

れわれドイツ人は、一つの Volk であり、一つの Nation であります。同じ歴史に生きてきたのでありますから、互に一体感をもっております。一九四五年五月八日も、民族の共通の運命として体験したのであり、これがわれわれを一つに結びつけております」と述べた⁽¹⁶⁾。うがった見方をすれば、当時、東西間にドイツ人としての一体感が薄れてきたからこそ、彼は、ナショナル・アイデンティティを強調したのだとも見られる。

(11) Alfred Grosser, *Geschichte Deutschlands seit 1945 (Eine Bilanz)*, dtv 1007, S. 457. 山本尤ほか訳『ドイツ総決算 一九四五年以降のドイツ現代史』社会思想社、一九八一年、四七二ページ。

(12) 一九七〇年には西ドイツの人々の六八%が「休暇先で東ドイツの人たちに出たら同郷人だと思う」と答えていたが、一九八一年の調査では、四九%の西ドイツの人々は「東ドイツ人は、オーストリア人やスイス人と比較して、より緊密に結びついているとはいえない」と答えるようになった。また、一九七四年の段階では、西ドイツの七〇%の人が「両ドイツは、民族的統一体である」と思っていたが、一九八四年になると、四二%の人がまだ、Ja(統一体である)と答えたものの、五三%の人は、Nein(そう思わない)と答えるようになった。西ドイツの多くの人たちが、次第に民族としての統一よりも、現在の政治的・経済的形態を維持することを重視するようになった。ドイツ全体が共産化する危険をほらむ再統一よりは、西ドイツが確実に自由と繁栄を守ることが出来る東西の分裂状態のほうがベターであるときえ思うようになってきた。

(13) Herwig Roggemann, *Die DDR-Verfassungen*, 1980.

(14) Vertrag über die Grundlagen der Beziehungen zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik (Grundvertrag) vom 21. Dezember 1972. (Beck-Texte! 5552: Rechtsstellung Deutschlands, S. 163).

(15) Urteil des Bundesverfassungsgerichts vom 31. Juli 1973 über die Verfassungsmäßigkeit des Grundvertrages. (Beck-Texte 5552: a. a. O., S. 173).

(16) Ansprache des Bundespräsidenten Weizsäcker (Bulletin, Nr. 52 S. 446, den 9. Mai 1985). Weizsäcker, *Von Deutschland aus*, 1988, S. 32.

五 ドイツ統一の実現

(1) 経緯

今回のドイツ統一は、全くめざましい速さで実現した。一昨年九月一日、ハンガリーの国境が開放され、六五〇〇人の東ドイツの人たちが、オーストリア経由で西ドイツに入り。一〇月一六日ライプツィヒで一二万人の大規模な集会が行なわれ、一八日には、一八年間独裁を続けていたホーネッカー東独議長が辞任。一月九日には、ベルリンの壁が崩壊した。一九九〇年に入ると、一月三〇日に、ゴルバチョフ Gorbatschow 議長がモドロウ Hans Modrow 東ドイツ首相にドイツ統一を認め、三月一八日の東ドイツ人民議会の最初の自由選挙で、早期統一を主張していたキリスト教民主同盟側が、圧倒的勝利をしめ、五月一八日両ドイツの通貨経済社会同盟条約が結ばれて、七月一日発効。八月二三日、東ドイツ人民議会は、「一〇月三日にドイツ民主共和国がドイツ連邦共和国基本法の二三条によって同基本法の適用地域になる」ことを決定した。¹⁷⁾ 八月三十一日には、ドイツ統一条約が結ばれ、九月一二日の六カ国外相会議でのドイツ問題最終規制条約の締結をへて、一〇月三日、遂にドイツ統一が実現した。

(2) 今回のドイツ統一の特色

今回のドイツ統一の特色を項目的に述べれば、まず、(1)急速であったこと、(2)東ドイツの西ドイツへの吸収合併という形での統一であったこと、(3)両ドイツに限定された小ドイツ的統一であること、(4)オーデル・ナイセ河以東の領土放棄が確定したこと、(5)連合国による留保が完全に撤廃されたこと、などが挙げられる。少し説明を加えると、

(1) 急速だったというのは、二〇世紀中はベルリンの壁も東西ドイツ分裂も続くと思われていたのに、思いがけなく二一世紀まで一〇年を残して統一してしまったという早さと共に、ベルリンの壁が崩壊してからでも一年足らず、ゴルバチョフ議長がモドロウ東ドイツ首相にドイツ統一を認めてから八カ月ちょっとという速さで統一した点である。東ドイツの運動は、当初は民主化運動で、当初のスローガンには、*Wir sind das Volk*（われわれこそが、人民だ）であったのが、一九八九年一月二七日には、*Wir sind ein Volk*（われわれは、一つの民族だ）に急速に変わっていった。東ドイツ内の社会的不満の累積、一九八〇年代に入ってから経済的不振、マスメディアと東ドイツ市民の西ドイツ訪問による西欧への接触による心理的影響などで、すでに地滑り寸前にあつたと思われる。西ドイツのキリスト教民主同盟CDU党首だつたシュトラウス Franz Josef Strauß は、統一よりはるか前、すでに、「もし、何等かの形で東西ドイツが結びつくとしたら、それは物理的ではなく、化学的にてである」とのべていた。⁽¹⁸⁾

(2) 今回の統一では、東ドイツの西ドイツへの吸収合併という形がとられた。⁽¹⁹⁾ 従来の東方政策、一九七二年のドイツ基本条約の延長線で考えれば、東西ドイツが交流を繰返し、それぞれ国内で、統一に必要な制度を調整し合った上で、相互に対等な立場で、東西ドイツを支分国とする連邦を作り、次第に制度を整合させて最終的統一に向う、というような筋書が想定されていた。それが、いわば「物理的な統一」という形だつたと思われる。今回の統一の過程でも、野党の社会民主党などは、それに近い方式を考え、手続的には、基本法第一四六条により、東西両ドイツ国民により制定された憲法によって統一することを主張していた。しかし、それでは手続に時間がかかりすぎる、として、てっとり早くザールラントの先例もあるとして第二三条の吸収合併方式を主張したキリスト教民主同盟のほうが人民議会選挙で大勝したために、その方式が取られた。⁽²⁰⁾

もっとも、この吸収合併方式が取られ、キリスト教民主同盟がこの方式を主張したのは、「急速な統一方式」と

いう以外に、「統一と自由」という問題が底流としてあったと思われる。以前に、在日西ドイツ大使館が編集発行した『過去と現在のドイツ』という小冊子の中に「ドイツ国民は、もしソ連邦によって宣伝されたドイツ共産党支配地域と連邦共和国との『国家連合』Konföderation という形式でのソ連流の、換言すれば「自由を失った再統一」を受入れるくらいなら、むしろ自己放棄をせざるを得ないことは周知のことである」と書かれていた。⁽²²⁾ また、一九八五年六月八日デュッセルドルフでの第二一回ドイツ・エヴァンゲリッシュ教会総会でのヴァイツェッカー大統領演説は、「ブランデンブルグ門が閉ざされている限り、ドイツ問題は終らない」として統一を目指しつつ、「今日最も大事なことは自由の確保である」とし、「統一に向っての前進があったにしても、それが自由を犠牲にする形で行なわれるならば、前進ではなく、後退である」と述べていた。⁽²³⁾ それは、彼も属するキリスト教民主同盟の公式態度もあった。キリスト教民主同盟のほうが人民議会選挙で大勝したために、また、東ドイツの民衆が早期の統一を望んだために、この問題は顕在化しないで済んだと見られる。

(3) 今回のドイツ統一が東西両ドイツに限定された小ドイツ的統一であったこと、全ドイツ民族を網羅した統一でないことは、注意しておくべき点である。

今回統一を達成した Nation は、従来の、ベルリンを含む東西ドイツ国民であって、オーストリアのドイツ人はもちろん含まず、オーストリア・ナイセ以東には、なお第三帝国時代のドイツ人が残されている。つまり、今回の統一は当然のことであるが、「東、西ドイツ統一」にすぎない。連合国側としては、それが気掛りではない。従来の西ドイツだけでも大きな力を持っていたのに、今回の東西ドイツ統一によってヨーロッパの真中に、より強大な人口八〇〇〇万人の大国が出来る。そのドイツがさらに民族自決の大義をふりかざして、全ドイツ民族の統合を主張し実行しはじめたら大変なことになる、と恐れた。

(4) この点とも関係するが、オーデル・ナイセ河以東の領土放棄が確定させられたのも、今回の統一条約の主要な問題点である。オーデル・ナイセ河以東の領土からは一三〇〇万人のドイツ人が放逐され、その人々とその子孫の殆どは、西ドイツに住んでいる。その移動中に死亡した人は二三〇万人にも上ると言われる。ドイツが失う面積は一万四〇〇〇平方キロメートルに及び、東西ドイツ合計面積（二四万八六五一 km^2 十一〇万八三三三 km^2 || 三五万六九八四 km^2 ）の約三分の一にあたる。放逐された人数、その面積からいって、わが国の「北方領土」とは桁違いである。

今回の統一条約に対しては、旧シレジア出身者をはじめ、これら東方の地域の元居住者の人たちの中から反対の声が聞かれた。統一実現にあたり、ヴァイツェッカー大統領は、その演説の中で、「故郷の喪失を強いられることは、言葉に表せないつらさがある」と述べた。しかし、東ドイツは一九五〇年のゲルリッツ条約により、また西ドイツは一九七〇年の条約によって、このポーランド西部国境を承認させられており、また、大戦後の国境現状固定を認めた一九七五年の全欧安保協力会議によるヘルシンキ最終合意文書の延長線上に今回のドイツ統一もある。それでも、連合国とくにポーランド、ソヴィエトなどは心配でならない。そのため「ドイツ問題最終規制条約」は、第一条で、次のように規定し、統一ドイツを縛っている。

第一条 ① 統一ドイツは、西ドイツ、東ドイツそれに全ベルリンの領域を含む。

その外部国境は西ドイツと東ドイツの国境となり、この条約が発効した日に確定する。統一ドイツ国境の最終的な性格の確認は、ヨーロッパにおける平和秩序の核心である。

② 統一ドイツとポーランドは、国際法的に拘束力を持つ条約によって、両国間の国境を確認する。⁽²⁴⁾

③ 統一ドイツは、他の国家に対する領土の要求を決して持たず、またそのような要求を将来も求めない。

④ 東西ドイツ政府は、統一ドイツの憲法 *Verfassung* が、これらの諸原則と一致しない規定を含まないこと

を保証する。これは、ドイツ連邦共和国基本法の前文や、二三条二文、一四六条に記された諸規定にも該当する。この規定によって、冒頭に記したように、基本法の右諸規定は改定された。

(5) 連合国による留保が完全に撤廃されたことは、⁽²⁵⁾ 両ドイツの人たちが、今回の統一により、お互いに武器を取って殺し合う必要がなくなったことと共に喜ばしい点である。これによって統一ドイツは、内政外交に関して今後連合国から一切の制限を受けず、完全な主権を回復することになった。

(6) 統一協約への反応 もつとも今回の統一協約は、ドイツとくに旧西ドイツの地域で熱狂的に歓迎されたわけではなかった。その理由としては、①古く遡れば、東と西は、東はプロイセン、ザクセン、西はハノーバー、バイエルンというように、歴史的に別の国だった。その後統一の時代をおくったが、②戦後四五年もの間、東西国民が、別々に生活する間に連帯感が次第に希薄になっていた。③オーデル・ナイセ以东の地域を最終的に放棄させられ、その地域から締めだされた一三〇〇万人の人たちがそれに反対であった。④統一の結果、西ドイツ地域の国民は、当面、実質的に相当の経済的負担を、増税その他の形で負担することになる。⑤また、東ドイツの多数の失業者を抱え込むことになる。⑥近隣諸国が抱えているドイツの強大化の懸念に対しての気兼ねもあった。

(3) ドイツ統一を可能にした原因

今回のドイツ統一を可能にした原因は、色々あると思われる。

- (1) 基本的には、ドイツ民衆の民族意識、統一願望の存在、それが大前提であった。
- (2) 東ドイツでの民衆の抑圧された鬱積した不満　これが、体制を揺り動かす原動力になった。選挙に対する制約、つまり一九四六年四月二一日ドイツ社会民主党とドイツ共産党を合併して「ドイツ統一社会党」*Sozialistische*

Einheitspartei Deutschlands SED が創設され、さらに、民主ドイツ国民戦線 Nationale Front des Demokratischen Deutschlands が作られ、各政党と大衆組織は、選挙にあたり、その立候補者名簿を同国民戦線事務局に提出し、同事務局が人民議会の議員数を各政党、大衆組織に割当て、これに基づいて統一候補者名簿を作成し、選挙はこの名簿に賛成か、反対かを投票する方式が採られるようになった。それによって真に自由な国民の政治的意思表明は制約された。また、選挙をはじめ日常的な活動が Stasi によって監視され、密告政治が行なわれた。黨員や党幹部には種々の特権が認められ、それも民衆の不満の原因となった。

(3) 東西ドイツ間の交流による一体感の醸成 基本条約締結後拡大された東西ドイツ間の交流による一体感の醸成による影響も大きかったと思われる。一九七二年の基本条約締結後、東西の交流は進み、東ドイツ市民の多数が西ドイツを訪れ、自分たちの目で西欧の社会文化に接触した。

(4) マスメディアの影響 テレビの発達により、西に行かなかった人たちも西欧の社会文化に接触し、東ドイツの現状の矛盾を実感した。

(5) ソヴィエトをはじめ東欧の経済不振、とくに一九八〇年代に入ってから東ドイツ経済の急速な悪化による危機的状況は、決定的選択を迫られた。一九八三年六月二九日、西ドイツは東ドイツに一〇億マルクの銀行借金を保証し翌一九八四年七月二五日にさらに、九億五千万マルク（当時のレートで四億ドル）の銀行借金を保証したが、これなども、「化学的」統一が進められた一つの要素ではないか、と思われる。

(6) 東ドイツの一八年間におよぶホーネッカー体制の老朽化、硬直化、腐敗による幻滅感が、特に、若者たちの心を東ドイツ政府とその政治から引離した。ホーネッカーが九〇年七月初めルーマニアのブカレストで開催されたワルシャワ条約機構首脳会議に出席した折発病帰国した事態は、彼の指導力を弱め、彼を取巻いていた二〇数人のリーダー

の結束をゆるがし、市民革命のインパクトに耐えられなくなった。

(7) ヨーロッパへの中距離核配備による危機感と反対運動による東西ドイツ間の連帯意識も見逃せない。一九八一年一〇月一六日レーガン大統領はホワイトハウスでの全米地方新聞編集者との会見で、「米ソ両大国のいずれも、全面核戦争のボタンは押さないが、ヨーロッパの戦場で戦術核兵器を相互に射ち合うことはありうる」と答え、ヨーロッパを舞台とした限定核戦争への恐怖を与えた。

(8) ソヴィエトのペレストロイカ、グラスノスチ　ゴルバチョフのペレストロイカ、グラスノスチという新政策が、今回のドイツ統一を可能にした直接の契機であることは、言うまでもない。これなくしてドイツ統一は無かつた。

(9) 東西緊張の緩和も大きな支えになった。NATO首脳会談が、一九九〇年七月五日、ソ連を仮想敵国とはみないことと決定したことも、大きなプラス要因となった。

(10) 教会の影の力も無視できない。東ドイツで社会主義統一党が直接支配できなかった分野は、教会であった。教会は、新しいエネルギーを産み出す母体の役割を果し、ホーネッカー体制崩壊後、政権移行への影の内閣となった円卓会議は、教会関係者の調停で出発した。

(4) 今後の問題点

(1) 旧東ドイツ地域の経済的安定　旧東ドイツ地域の経済状況は、予想以上に悪く、失業対策、年金保証などの出費が、毎年五〇〇億マルク、道路や住宅、通信網などの社会公共投資に、毎年一三〇〇億マルクないし一六〇〇億マルクかかるだろう、と言われている。

教育、行政、労働（失業解消）問題も大きく、失業者は三〇〇万人に達すると予想されている。一九九一年一月六日にベルリンのIAW経済研究所が発表した「二〇〇〇年の旧東ドイツ」と題する報告によれば、旧東ドイツ地域は、一九九五年から二〇〇〇年まで、年平均一二%の高成長をとげ、労働生産性は旧西ドイツ地域の八〇%の水準に達し、労働市場も拡大するが、就業者数は六四〇万人で頭打ちになり、一〇〇万人前後の失業が続く、と予測している。

(2) ドイツ内問題の解決（二級国民問題） シュピーゲル誌の世論調査では、旧東ドイツの人たちの八〇%が自分たちを二級国民だと考え、西側の八〇%以上が旧東ドイツの人たちは業績向上意欲が足りないとしている。ベルリンのディプゲン市長は、八月一三日壁の犠牲者に花輪を捧げたさい、「東の人も西の人も、お互いに歩み寄ることが大切だ。内面的な統一が実現したときに初めて、本当の戦後が終る」と東西市民の相互理解を訴えた。

(3) 憲法制定問題 ポン基本法第一四六条は、前記のように、従来は「この基本法は、ドイツ国民により自由な決定により制定された憲法が効力を持った日に効力を失う」としていた。今度のドイツ統一条約作成にあたって、キリスト教民主同盟などは基本法第一四六条の削除を主張したが、野党側はこの規定を根拠に将来の新憲法の制定を考え、結局、妥協として前記のように一部改定の上、同条は存続させることになった。統一条約第五条は、条約当事者である東西ドイツ政府は、「統一されたドイツの立法機関に対して、二年以内に、ドイツ統一に関連して生じた問題につきこの基本法の改定もしくは補完を行なうよう勧告する」として、基本法第一四六条の適用と国民投票の問題を掲げている。ただ、その具体的手続については、現行基本法の枠内で議会内に委員会を設けて改正草案を作成し基本法第七九条の改正手続によって改正すれば足りるとする与党側と、連邦会議が選出した憲法協議会が三分の二の多数で議決した憲法草案を国民投票にかけ、その過半数で新憲法を制定すべきであるとの野党側で意見が対立した。今

後基本法をどのように改定して、この条項に合致させるかという問題が残っている。

(4) 東方領土問題 もし、ヨーロッパの安定が挫折し、偏狭なナショナリズムが再び台頭するようなことがあれば、ドイツ人の間にも、失地回復的要求が出てくることは予想され、また、大ドイツ的統一が叫ばれる可能性が全く無いとはいえない。その意味でも、今日のドイツ統一は、密接にヨーロッパの統一と平和に密接に結びついている。

(5) ドイツ統一とヨーロッパ統合 最後に、今回のドイツ統一とヨーロッパ統合との関係について述べておく必要があると思われる。

統一条約の前文は「われわれは、過去から生ずるドイツにおける民主的発展、人権尊重および平和尊重という特別の責任を忘れず、ドイツ統一により、もはや国境が無く、すべてのヨーロッパ人民が信頼にみちた共同生活を出来るようにするヨーロッパ統一とヨーロッパの平和秩序の建設に寄与するように努める」としている。ヴァイツェッカー大統領も、前に引用した「ドイツ人とそのアイデンティティ」の演説では、フランス作家のポール・クロードルの「ドイツラントは、ヨーロッパの諸民族 *die Völker* を、分けへだて *spalten* するのではなく、諸民族を結びつけ *versammeln* すべきであります」という言葉を引用していたが、統一の日の記念講演では、「われわれは、統合されたヨーロッパの中で、世界の平和に貢献したい。ドイツ統一は、ヨーロッパ大陸の諸国民の自由と新しい平和秩序を目指すヨーロッパ全体の歴史的過程の一部である。そのためにわれわれドイツ人は寄与したい。そのためにドイツ統一はある」と述べた。⁽²⁶⁾

ゴルバチョフは「ヨーロッパの家」ということを良くいつていたが、本当に一つの「ヨーロッパの家」が出来て、国境を越えて諸国の人々が、自由に往来し、市民的、経済的、社会的、文化的に共同生活が出来るようになったときこそ、今回のドイツ統一も、本当に祝福されたものになると思われる。

- (17) Beschluss der Volkskammer der Deutschen Demokratischen Republik über den Beitritt der Deutschen Demokratischen Republik zum Geltungsbereich des Grundgesetzes der Bundesrepublik Deutschland vom 23. August 1990. Archiv des Völkerrechts, Band 29, Heft 1/2, S. 190.
- (18) Bonno Zanetti, Der Weg zur Deutschen Einheit, 1991.
- (19) ドイツ民主共和国の国民は、当然のこととして、ドイツ連邦共和国の国民になった。それ以前にもドイツ連邦共和国の法的見解からすればその国籍を持っていたわけであるが、国内的には、法的調整を必要とした。Hellmuth Hecker, Die Staatsangehörigkeit der DDR und der Einigungsvertrag, Archiv des Völkerrechts, Band 29, Heft 1/2, S. 27 ff.
- (20) 辻 通男「二つのドイツ」一九八六年、教育社、二二九ページ。
- (21) コール首相も、一九八九年一月二八日発表したドイツ統一をめざす三段階提案では、1 憲法改正と自由選挙によってドイツの自決権の実現を図る、2 経済、交通、保護のための合同委員会設置などにより国家連合的段階に入る、3 ドイツ統一を回復する、という移行構想を示していた。
ドイツ統一条約作成にあたって、キリスト教民主同盟などは基本法第一四六条の削除を主張したが、野党側はこの規定を根拠に将来の新憲法の制定を考え、結局、妥協として前記のように一部改定の上、同条は存続させることになった。統一条約第五条は、条約当事者である東西ドイツ政府は、「統一されたドイツの立法機関に対して、二年以内に、ドイツ統一に関連して生じた問題につきこの基本法の改定もしくは補完を行なうよう勧告する」として、基本法第一四六条の適用と国民投票の問題を掲げている。山口和人「ドイツ統一と憲法制定問題」ジュリスト九八五号、七二ページ。
- (22) 前記注9掲記『過去と現在のドイツ』一八ページ。
- (23) Ansprache des Bundespräsidenten Weizsäckers: "Die Deutschen und ihre Identität" (Bulletin, Nr. 64 S. 542. den 12. Juni 1985). a. a. O., S. 54. (前記注16掲記書)。
- (24) その後、一九九〇年十一月四日ドイツとポーランド間で、国境条約 Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Republik Polen über die Bestätigung der zwischen ihnen bestehenden Grenze vom 14. November 1990が署名された。
- (25) 本来、この連合国の留保権は、ドイツ問題最終規制条約の発効によって、はじめて消滅するわけであるが、戦勝四カ国は一九九〇年一月一日ニューヨークで開催された外相会議で「留保権は、ドイツラントの統一の時点(一月三日)以降停止

止される」旨の宣言を行なった。

(26) Ansprache des Bundespräsidenten Weizsäcker (Bulletin, Nr. 118 S. 1232. den 5. Oktober 1990).

あとがき

一九九〇年八月一日から九一年四月まで、明治大学在外短期研究員として、ドイツに滞在してドイツ問題を研究する機会にめぐまれ、その滞在中に法律論叢第六三巻四・五号に「ドイツ統一一条約」について発表した。しかし、帰国後、九一年一〇月一二日関西大学で開催された国際法学会秋期研究大会にあたり、「国家、民族、自決」という統一テーマの一環として、久しぶりに研究報告をする機会を与えられたので、民族自決との関連で研究をまとめてみた。本稿は、その研究報告に若干加筆したものである。

—— 法律論叢 ——

△前稿の訂正▽

前稿「ドイツ統一一条約」(法律論叢第六三巻 第四・五号)の注の番号に、次の通り誤りがありましたので、ご訂正願います。
二七九ページ、注(5)を末尾に移し、注(14)とする。

同、注(6)から注(14)までを、それぞれ繰上げ、注(5)から注(13)までとする。

ご指摘、ご教示頂きました小谷鶴次先生に、篤く御礼申し上げます。